

平成31年 3月19日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会
委員長 森田 卓也

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第18号議案 宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されることを受け、宗像市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 本改正において、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める旨の一項を条例に加えるとともに、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を、国家公務員の基準に準拠し、規則に定めるものである。なお、法の施行に伴い、労働基準法に基づいた罰則付きの時間外労働の上限規制が民間企業では導入されるが、国家公務員に準拠して罰則規定は設けない。
- 2 規則に規定する上限は、^{ひとつき}1月において45時間、1年において360時間を原則とし、業務量や業務の実施時期などを自ら決定することが困難な他律的業務の比重が高い部署については、1月において100時間、1年において720時間などとする。また、大規模災害への対処などの特例業務に従事する職員には、これらの上限は適用しない。
- 3 任命権者は、規定された上限を超えて職員に時間外勤務を命じた場合は、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う。なお、検証後の具体的な対応として、必要があると判断される場合は、日々任用・非常勤任用職員の配置、正規職員の増員、システム改修などの措置を講じるものである。

【意見】

(賛成意見)

- ・市役所は、雇用の場として市内最大の事業所であり、本改正は大変意義がある。働き方改革は、条例や規則の整備に留まらず、働き方の本質が実態に即して改善されなければならない。公務員には、民間企業のような罰則規定がないのであれば、上限を超えた時間外勤務の検証が大変重要となる。是正に当たっては、職員の増員を含めた改善が図られることを要望する。
- ・時間外勤務については、規則等を定めることも大事ではあるが、勤務の内容や実態を分析、検証し、業務軽減の工夫や職員の増員などを計画すること、また、市長にはこれらの検証結果を踏まえ、職員採用について検討してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第19号議案 宗像市・玄海町新市建設計画の変更について**第20号議案 宗像市・大島村新市建設計画の変更について**

この2議案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方債を起こすことができる期間が延長されたことに伴い、宗像市・玄海町新市建設計画及び宗像市・大島村新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、関連する議案のため、一括して審査を行った。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

計画の実施期間をそれぞれ5年間延長し、宗像市・玄海町新市建設計画は平成35年度まで、宗像市・大島村新市建設計画は平成36年度までとする。また、これに伴い、財政計画を変更する。合併特例債の限度額に変更はなく、平成31年度以降の発行可能額は7億2,750万円の見込みである。なお、平成31年度当初予算では、限度額2億1,280万円を計上している。

[第19号議案]

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

[第20号議案]

【意見】

(賛成意見)

- ・大島については、世界遺産登録との関係で、観光事業に重点を置いた取り組みがなされているように思われる。合併特例債の活用にあたっては、まずは島民の暮らしの充実を図るという視点に立ち、検討が行われることを要望する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。